

奈良市公報

第 1 8 5 号

平成 16年6月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 1
- 放置自転車等の保管 2
- 住居番号の設定 2
- 放置自転車等の保管 2
- 開発行為に関する工事の完了 2
- 地区計画の原案の公衆縦覧 2
- 放置自転車等の保管（2件） 3
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出 3
- 生活保護法の規定による医療機関の指定 3
- 結核指定医療機関の指定辞退 4
- 結核指定医療機関の指定 4
- 放置自転車等の保管 4
- 道路の位置指定 4
- 放置自転車等の保管 4
- 結核指定医療機関の指定辞退 5

監 査

- 平成 14年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表 5

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出 5

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第2幹線 - 12	奈良市二名三丁目 1157- 1	奈良市二名三丁目 1270- 4
二名第4幹線 - 35	奈良市二名三丁目 957	奈良市二名三丁目 959- 2
鶴舞西第3幹線 - 12	奈良市南登美ヶ丘 3355- 2	奈良市南登美ヶ丘 3394
鶴舞西第3幹線 - 13	奈良市押熊町 880- 2	奈良市押熊町 885- 1
あやめ池南幹線 - 431	奈良市菅原町 331- 2	奈良市菅原町 337
あやめ池南幹線 - 432	奈良市尼辻北町 3288- 1	奈良市尼辻北町 3288- 3
宝来幹線 - 36	奈良市宝来二丁目 124- 8	奈良市宝来二丁目 124- 15
平松幹線 - 92	奈良市五条町 203- 2	奈良市五条町 195- 1
奈良幹線 - 120	奈良市奈良阪町 2481- 1	奈良市奈良阪町 2481- 4
四条大路南幹線 - 6	奈良市八条五丁目 328- 1	奈良市八条五丁目 288- 1
都跡幹線 - 225	奈良市法華寺町 308- 5	奈良市法華寺町 308- 26
法華寺幹線 - 20	奈良市佐紀町 1194- 1	奈良市佐紀町 1193- 10
明治幹線 - 200	奈良市南京終町七丁目 574- 2	奈良市南京終町七丁目 574- 4
大安寺第1幹線 - 198	奈良市東九条町 1393- 6	奈良市東九条町 1393- 13
今市幹線 - 42	奈良市今市町 354- 4	奈良市今市町 761- 1

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催 6
- 奈良市教科用図書選定委員会規則 6
- 奈良市教科用図書選定委員会規程を廃止する訓令 7

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集 7
- 農政部会の招集 7

告 示

奈良市告示第 254号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33年法律第 79号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 16年 5月 6日から 2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 16年 5月 6日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 大川 靖 則

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 16年 5月 20日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二名三丁目、南登美ヶ丘、押熊町、菅原町、尼辻北町、宝来二丁目、五条町、奈良阪町、八条五丁目、法華寺町、佐紀町、南京終町七丁目、東九条町及び今市町の各一部

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 16年 5月 20日 掲示済)

奈良市告示第 255号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 5月 6日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2及び第 4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 16年 5月 6日 掲示済)

奈良市告示第 256号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3条の規定に基づき、次のとおり住居番号を付けたので告示します。

平成 16年 5月 7日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 5月 7日 掲示済)

奈良市告示第 257号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 5月 7日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 5月 7日 掲示済)

奈良市告示第 258号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 5月 7日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号
平成 15年 10月 7日 奈良市指令都整開第 03A - 34号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 16年 5月 7日 第 869号
(2) 公共施設 平成 16年 5月 7日 第 366号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西登美ヶ丘六丁目 1980番地の 1209の一部、4229番地の 1、4229番地の 2の一部、4340番地の 3及び 4341番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市二名三丁目 1053番地
松陽ハウジング株式会社
代表取締役 松田 未作
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市西登美ヶ丘六丁目 1980番地の 1209の一部、4229番地の 1の一部、4229番地の 2の一部、4340番地の 3及び 4341番地の一部
(2) 下水道
奈良市西登美ヶ丘六丁目 1980番地の 1209、4229番地の 1、4229番地の 2及び 4341番地の各一部
(平成 16年 5月 7日 掲示済)

奈良市告示第 259号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に關

する条例（昭和 61年奈良市条例第 35号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成 16年 5月 10日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
北登美ヶ丘六丁目地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市北登美ヶ丘六丁目 1222番 他
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約 2.9ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成 16年 5月 10日から同月 24日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市計画部都市計画課に平成 16年 5月 31日までに必着するように提出してください。

別紙図面省略

(平成 16年 5月 10日揭示済)

奈良市告示第 260号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 10日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 10日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 5月 10日揭示済)

奈良市告示第 261号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 11日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 11日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、J R 奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 5月 11日揭示済)

奈良市告示第 262号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 5月 12日

奈良市長 大川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
久永婦人科クリニック	奈良市西大寺東町二丁目 1 - 63サンワシテイ西大寺 3 F	平成 16年 3月 31日
薬局セブンファーマシーふるふる店	奈良市朱雀六丁目 20- 2	平成 16年 3月 31日
杉山歯科医院	奈良市西大寺南町 2 - 28 オカザワマンション 1 F - C	平成 16年 2月 29日
角能整形外科	奈良市押熊町 1070- 2	平成 16年 4月 30日
荒木医院富雄診療所	奈良市富雄北一丁目 3 - 5 キタダビル 2 階	平成 16年 3月 31日
にしで整形外科	奈良市南京終町二丁目 12 01- 14エービスビル 1 F	平成 16年 4月 30日
貴ヶ丘クリニックヤードおかし整形外科	奈良市三碓三丁目 11- 1	平成 16年 4月 30日
薬局タケダあやめ池店	奈良市あやめ池南二丁目 1 - 41	平成 16年 3月 31日

(平成 16年 5月 12日揭示済)

奈良市告示第 263号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 5月 12日

奈良市長 大川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
---------	----------	-------

久永婦人科クリニック	奈良市西大寺東町二丁目1 - 63サンワシティ西大寺3階	平成16年4月1日
杉山歯科医院	奈良市西大寺南町5 - 16	平成16年3月1日
医療法人青遼会 角能整形外科	奈良市押熊町1070- 2	平成16年5月1日
サン薬局学園前店	奈良市学園北一丁目14- 13 メディカル学園前1F	平成16年5月1日
ないとう耳鼻咽喉科	奈良市学園北一丁目14- 13 メディカル学園前3F	平成16年5月17日
にして整形外科	奈良市南京終町二丁目1201 - 14エービスビル1階	平成16年5月1日
貴ヶ丘クリニックヤードおかはし整形外科	奈良市三碓三丁目11- 1	平成16年5月1日
薬局タケダあやめ池店	奈良市あやめ池南二丁目1 - 41クリエイトあやめ池1階	平成16年4月1日

(平成16年5月12日揭示済)

奈良市告示第264号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成16年5月12日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所在地	辞退年月日
貴ヶ丘クリニックヤードおかはし整形外科	奈良市三碓三丁目11- 1	平成16年4月30日

(平成16年5月12日揭示済)

奈良市告示第265号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により告示します。

平成16年5月12日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所在地	指定年月日
貴ヶ丘クリニックヤードおかはし整形外科	奈良市三碓三丁目11- 1	平成16年5月1日

(平成16年5月12日揭示済)

奈良市告示第266号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成16年5月12日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成16年5月12日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成16年5月12日揭示済)

奈良市告示第267号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により告示します。

平成16年5月12日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所	奈良市尼辻南町6番14号
申請者氏名	松川とめ子
道路の位置	奈良市四条大路三丁目213番地の1、213番地の16及び213番地の17の各一部
道路の幅員	4.10メートル
道路の延長	34.14メートル
指定年月日	平成16年5月12日
指定番号	第15022号

(平成16年5月12日揭示済)

奈良市告示第268号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成16年5月13日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成16年5月13日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成16年5月13日揭示済)

奈良市告示第 269号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 14日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所 在 地	辞退年月日
ウオノ薬局	奈良市東九条町 842-12	平成 16年 5月 11日

（平成 16年 5月 14日揭示済）

監 査

奈良市監査委員告示第 3 号

地方自治法第 252条の 38第 6 項の規定により、平成 14 年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 16年 5月 11日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
 同 中 嶋 肇 様
 同 土 田 敏 朗 様
 同 金 野 秀 一 様

奈 財 財 第 17号

平成 16年 4月 28日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
 同 中 嶋 肇 様
 同 土 田 敏 朗 様
 同 金 野 秀 一 様

奈良市長 大川 靖 則

平成 14年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 252条の 38第 6 項の規定に基づき通知します。

平成 14年度包括外部監査結果に対する措置状況

1 なら 100年会館（企画部文化振興課）

【監査結果の要旨】

植栽管理委託契約について、エリア分けして 3 つの業者と委託契約しているが、委託業務の内容から一括して同じ業者に発注した方が効率的であり、全エリアを対象として委託契約を締結すべきである。

【措置の内容】

平成 16年 6月に、全エリアを対象として競争入札により業者の決定を行い、委託契約を締結することとしました。

2 ならまち格子の家（経済部観光課）

【監査結果の要旨】

平成 13年度について、委託関係の全てが随意契約により契約されているが、清掃委託業務についてまで随意契約する理由は薄く、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる。

【措置の内容】

清掃委託業務については、可能な範囲で入札を実施するように指導するとともに、委託内容等の見直しを行った結果、16年度においては随意契約の範囲内であったため、見積り合わせを実施して契約した。

奈教社社 第 105号

平成 16年 4月 30日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
 同 中 嶋 肇 様
 同 土 田 敏 朗 様
 同 金 野 秀 一 様

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

平成 14年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 252条の 38第 6 項の規定に基づき通知します。

1 文化の振興に関する施設の管理・運営について

(1) ならまちセンター

【監査結果の要旨】

設備等の保守点検、設備運転管理、清掃業務等について、一括して委託しているが、内容をより細かく区分し、特に清掃業務は分離して指名競争入札による業者決定を行うべきである。

【措置の内容】

清掃業務については、平成 16年度から指名競争入札を実施しております。

（平成 16年 5月 11日揭示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 24号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 5月 7日

奈良市水道事業管理者

福 田 恵 一

名称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日

西村水道	西村光一	奈良市古市町 106番 地の 9	平成 16年 4月 23日
------	------	---------------------	------------------

(平成 16年 5月 7日 掲 示 済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 8 号

平成 16年 5月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 5月 6日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 日時
平成 16年 5月 11日(火)
午前 10時から
- 場所
奈良市役所北棟 3階 教育委員会室
- 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成 16年度奈良市児童生徒健全育成野外活動
事業実施要項について

議事

- 議案第 4号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について
- 議案第 5号 奈良市教科用図書選定委員会規程について
- 議案第 6号 奈良市教科用図書選定委員会規則について
- 議案第 7号 奈良市教科用図書選定委員会委員・研究員並びに奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第 8号 奈良市少年指導センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第 9号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第 10号 平成 16年度奈良市立学校評議員の委嘱について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
傍聴受付は、午前 9時から 9時 50分までで、定員 5名になり次第締め切ります。

(平成 16年 5月 6日 掲 示 済)

奈良市教科用図書選定委員会規則をここに公布する。

平成 16年 5月 12日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 7 号

奈良市教科用図書選定委員会規則

(目的及び設置)

第 1条 市立学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、校種別に教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(名称)

第 2条 委員会の名称は、次のとおりとする。

校 種	名 称
小学校	奈良市立小学校教科用図書選定委員会
中学校	奈良市立中学校教科用図書選定委員会
高等学校	奈良市立高等学校教科用図書選定委員会

(所掌事務)

第 3条 委員会は、教育委員会が行う教科用図書の採択に必要な教科用図書の選定について、調査及び研究を行い、教科用図書の採択に関して必要な事項を教育委員会に報告する。

(組織)

第 4条 委員会は、それぞれ委員 15人以内で組織する。

2 委員は、教科用図書の研究について識見を有する市立学校の校長、教頭、教員、保護者組織の代表者及び教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命に係る年度分の教科用図書が採択された日までとする。

4 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、委員が第 8条の規定に違反したとき、又は特別の事情があると認めるときは、委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5条 委員会に、それぞれ委員長及び副委員長 1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれらを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(研究部会)

第 7条 委員会に提出する資料の収集及び作成並びに教科用図書の専門的な調査研究を行わせるため、委員会に、教科別にそれぞれ研究部会を置くことができる。

2 研究部会は、それぞれ研究員若干人をもって組織する。

3 研究部会の研究員(以下「研究員」という。)は、豊富な教育経験を有し、教科用図書の研究について識見を

有する校長、教頭、教員及び教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。

4 研究員の任期は、任命の日から当該任命に係る調査研究等が終了した日までとする。

5 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、研究員が次条の規定に違反したとき、又は特別の事情があると認めるときは、研究員を解任することができる。

(委員等の欠格事項及び適正選定の阻害禁止)

第 8 条 教育委員会は、教科用図書選定の公正を確保するため、教科用図書の編集に関与した者を委員及び研究員に委嘱し、又は任命してはならない。

2 委員及び研究員は、教科用図書の発行業者等の選定勧誘及び宣伝行為に乗ぜられる等、適正な教科用図書の選定を阻害すると認められる行為をしてはならない。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部学校教育課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 5月 12日 掲示済)

奈良市教育委員会訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教科用図書選定委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 16年 5月 12日

奈良市教育委員会
教育長 冷水 毅

奈良市教科用図書選定委員会規程を廃止する訓令
奈良市教科用図書選定委員会規程 (昭和 63年奈良市教育委員会訓令甲第 2 号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 16年 5月 12日から施行する。

(平成 16年 5月 12日 掲示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 7 号

奈良市農業委員会平成 16年 5月農地部会の会議を下記のとおり招集します。

平成 16年 5月 6日

奈良市農業委員会
農地部会長 萩原 征二
記

1 日時

平成 16年 5月 13日 (木) 午前 9 時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 6 階 第 21 会議室

3 審議案件

(1) 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20 条に関する許可申請及び届出について

(2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(3) 農地法第 25 条第 2 項の規定による通知の受理について

(4) 水田利用転換届出について

(5) 知事許可について (4 月許可分)

(平成 16年 5月 6日 掲示済)

奈良市農業委員会告示第 8 号

奈良市農業委員会平成 16年 5月農政部会の会議を下記のとおり招集します。

平成 16年 5月 11日

奈良市農業委員会
農政部会長 中村 成男
記

1 日時

平成 16年 5月 24日 (月) 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 中央棟 6 階 第 1 研修室

3 議題

(1) 農業経営に関する意向調査の実施結果について

(2) 「なら農業委員会だより (38 号)」の編集について

(平成 16年 5月 11日 掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。